

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	通常砂防事業					
地区名	新井三の沢					
事業箇所	北設楽郡豊根村					
事業のあらまし	<p>新井三の沢は、愛知県の北設楽郡豊根村に位置し、保全対象として人家7戸を始め村道浅草栗世線、農産加工体験館を有する土石流危険渓流である。</p> <p>流域の地質はおもに河床堆積物と雲母片岩からなり、風化が著しく渓流内で崩壊や浸食が進んでいたため、早急な土石流対策が必要であった。そのため平成18年度より砂防堰堤工、渓流保全工の整備に着手し、平成21年度に概成した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全人家7戸、村道浅草世線、農産加工体験館を土砂災害から保護する。 <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 					
事業費	事業費		内訳			
	2.3億円		□工事費 1.7億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.5億円			
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成19年度	完成年度	平成21年度
事業内容	砂防堰堤工 1基（高さ11.5m） 渓流保全工 42.5m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>主要目標に掲げられた保全対象を保護するために設置された砂防堰堤は、土石流を捕捉する機能を有している。現在、砂防堰堤は健全な状態であることから、土石流に対する必要な機能を維持していると考えられ、目標は達成されている。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>主要目標に対し、目標を達成した。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし。</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	II評価より、特に今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	II評価より、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	本事業は従来からの手法により対策を実施しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					